

護者に対して就学の強制すなわち特定の营造物の利用の強制がなされている法意から考えると、保護者は、その保護する子女を就学させる義務を負うと同時に、その反面において特定の小学校に子女を就学させるため、当該营造物を利用する一種の法律上保護されるべき利益（以下法的利益といふ）を有しているものと解することができる。従って、市町村の設置する小学校もしくは分校につき廃止処分がなされ、そのために子女の通学が著しく困難もしくは危険であって、その就学が事実上不可能となるような状態が招来される場合には、たとえ、右処分が特定の相手方のない処分であるとしても、保護者は右にのべた法的利益の侵害を理由として、右処分の効力を争うについて法律上の利益を有するものと解するのが相当である。」（仙台高判昭和四六・三・二四行集二二巻三号二九七頁）^(四)

(2) 「憲法第二六条第二項、教育基本法第三条、第四条、学校教育法第四〇条、第二九条、地方自治法第一〇条第二項の諸規定の趣旨」にてらし、保護者の子女を就学させる義務を規定した学校教育法二二条、三九条は、「同時に子女の就学を保護者の権利とする趣旨を包含し、同条の保護者たる者はその属する市町村が設置する小中学校に子女を就学させてかかる营造物を利用する権利を有するものと解すべきである」。したがって「例えば……通学距離が遠隔に過ぎるため通学が事実上不能である等の事由により多数の住民がその保護する子女の就学を不能または著しく困難にされたときのように、右学校の設置、廃止の処分が保護者の前示権利を侵害した場合においては、その保護者は、場合により、かかる処分に対する取消ないし無効確認訴訟を提起してその処分の是正を求め得る」（盛岡地判和三七・七・九行集一三巻七号一三三二頁）^(五)。

右の二つの判決のうち、前者は、保護者の子女に就学が強制され、学校という公共施設の利用が義務とされている場合、当該公共施設の利用は、保護者の単なる反射的利益にとどまらず、法律上保護されるべき利益とみるべきであるのに対し、後者は、同様の見地から当該公共施設を利用する権利であると解している。このように法律上、学校という公共施設の利用関係が強制され、保護者がこれを利用すべき義務を課せられ、他方、公共施設の主体が学校を設置する義務を負う場合には、その反面において、利用者は、その公共施設を利用する権利を有するものと解するのが妥当であろう。したがって、右の公共施設の廃止によって、保護者がその利用権を侵害された場合、保護者は、その廃止処分を違法として、取消しの訴えを提起することができ、また、これを廃止したために損害を受けた場合には、その損害賠償を求めることができるものと解すべきであろう。

このように、法律上、その利用関係が強制される義務教育関係の施設のみでなく、たとえば、鉄道・軌道・道路・病院等の公共施設についても、これらの施設が社会公共の福祉のための給付行政として行なわれ、本来授益的性質をもつものであるが、少なくとも、これらの施設の利用が住民の日常生活と密接に結びついているものである限り、鉄道・軌道等の廃止、道路の路線の廃止、病院の統合による特定の病院等の廃止によって、従来の利用者の日常生活が著しく不便になり、あるいは具体的な生活利益が侵害されるような場合には、利用者は法律上保護される利益の侵害として、その廃止処分を違法として、その取消を求める訴えの利益を有するものといえることができるであろう。

(一) 地方公共団体の公共施設、すなわち地方自治法にいう「公の施設」を廃止するには、当該施設を設置条例を廃止することを要するほか、条例で定める公の施設のうち、条例で定めるとくに重要なものについて、これを廃止しようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならないとされている（地方自治法二四四条の二第二項）。

(二) 田中・行政法下II三五四頁。

(三) 本書二五五頁以下参照

(四) 本件は、M町教育委員会が、同町立T小学校のY分校を廃止する処分をしたところ、Y分校内の住民四名が分校対策委員会を結成し、分校の廃止により子女の通学が事実上不可能になるので、右の分校の廃止処分は、保護者の子女を小学校に就学させる権